

特別用途地区の制限内容について

法：建築基準法

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none">1.法別表第2（へ）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物2.法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げる建築物